

認定されれば  
授業料無料！

## 平成27年度 高等学校等就学支援金 支給手続のお知らせ

公立高等学校等の授業料は、平成26年度の入学生から不徴収制度が終了し、原則生徒・保護者に御負担いただくこととなっています。

東京都教育委員会では、都立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に通う生徒が、安心して勉学に打ち込むことができるよう、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、全国一律の制度として「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）を在学している学校に交付することで、生徒・保護者の教育費負担の軽減を図っています。

ただし、①高等学校等を卒業又は修了した方 ②高等学校等に在学した期間が通算して36か月（定時制及び通信制課程は48か月）を超える方は、就学支援金の支給対象となりません。

この「お知らせ」をお読みになり、就学支援金の支給を希望される方は、入学を予定している学校があらかじめ指定した受付期間内に、申請手続を行うようお願いします。

■ 就学支援金は支給が決定した生徒の授業料として学校に交付されます。

生徒本人・保護者が直接受け取るものではありません。

また、支給手続を行わない場合は、授業料を御負担いただきます。

### 1 就学支援金の支給対象となる世帯及び支給額

支給対象世帯	支給額			
	全日制 (単位制含む)	定時制	定時制 (単位制)※3	通信制※3
区市町村民税所得割額※1が 30万4,200円未満の世帯※2	月額 9,900円	月額 2,700円	1単位につき 1,740円	1単位につき 336円

※1 区市町村民税所得割額の確認方法は、2ページに掲載しています。

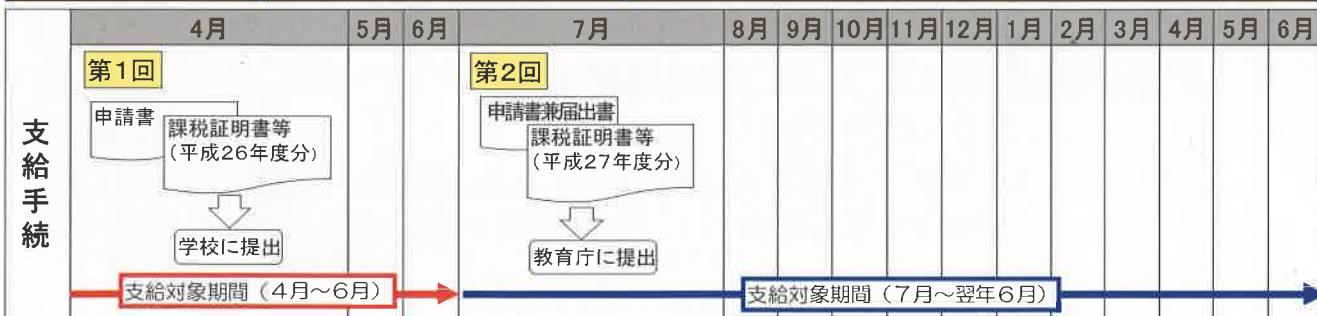
※2 親権者の合算となります。

※3 年間30単位を上限とし、履修登録を行った単位数が就学支援金の対象となります。

### 2 就学支援金支給手続の時期

○ 就学支援金支給手続は年2回行います。期間内に申請が無い場合、授業料を御負担いただきます。

手續回※1	受付期間	支給対象期間※2
第1回	平成27年4月	平成27年4月分から平成27年6月分まで
第2回	平成27年7月	平成27年7月分から平成28年6月分まで



※1 第1回手続と第2回手続とでは、提出書類が異なります。提出する書類は、3ページを御覧ください。

※2 年間を通じて就学支援金の支給を希望される方は、必ず第1回と第2回、両方の手続を行ってください。

※3 申請書類は、全て在学している学校を通じて生徒にお配りします。手続漏れのないよう、お気を付けください。

#### 【重要】支給の差止め

就学支援金の第1回手続により支給対象となった生徒が、第2回手続を行わない場合は、就学支援金の支給が差し止められ、上記7月から翌年6月までの期間の授業料を御負担いただくこととなります。

### 3 区市町村民税所得割額の確認方法

- 以下のいずれかにより確認することができます。  
「源泉徴収票」では確認することができません。

### (1) 住民税(非)課税証明書

保護者が1月1日現在、住民登録している区市町村役所（場）で発行できます。

※記載見本		生年月日	○○
平成〇〇年1月1日から12月31日までの所得等		所 得 降 額 の 内 訳	
給与収入金額	〇〇円	社会保険料控除	〇〇円
公的年金等収入金額	〇〇円	生命保険料控除	〇〇円
扶養控除	〇〇円	その他控除	〇〇円
合計所得額	〇〇円	基礎控除額	〇〇円
平成〇〇年度課税額標準		繰延損失	
総所得金額	〇〇円	年 程	〇〇円
その他の課税額標準の合計	〇〇円	所 得 割	〇〇円
		均 等 割	〇〇円
		区市町村民税 所得割額	〇〇円

## (2) 特別徵收稅額通知書

保護者が会社にお勤めの場合は、勤務先を経由して交付されます。

### (3) 住民税納税通知書

保護者が自営業の場合は、1月1日現在、住民登録している区市町村役所（場）から送付されます。

※ 上記はイメージです。お住まいの区市町村によって形式が異なる場合があります。

## 4 就学支援金支給手続に必要な書類

### ■ 書類提出上の注意事項

- (1) 必要な書類に不備がある場合や、受付期間内に提出がない場合は、就学支援金の支給を受けることができません。
- (2) 一度提出された書類は、返却することはできません。

必要 な 書 類	1 申請様式	提出枚数	発行機関
	高等学校等就学支援金受給資格認定申請書兼収入状況届出書	1枚	在学する学校
	2 所得が確認できる書類（以下（1）から（3）のうち、いずれか1つ）※1	提出枚数	発行機関
	（1）生活保護受給世帯の生徒  生活保護受給証明書（記載事項の省略がないもの）※2	1枚	福祉事務所
	第1回（4月）手続 平成26年1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できるもの		
	第2回（7月）手続 平成27年1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できるもの		
	（2）生活保護受給世帯以外の方で親権者がいる生徒  ①住民税（非）課税証明書（記載事項の省略がないもの） ②特別徴収税額通知書 ③住民税納税通知書	各親権者 1枚 ※3	区市町村役所（場）等
	（3）上記以外で、生徒本人又は他の者が生徒の生計を維持している場合  ①生徒本人又は主たる生計維持者の所得が確認できる書類 ((2)の①②③のいずれか1つ) ②生徒本人の健康保険証の写し ※4	生徒本人 又は 主たる 生計 維持者 各1枚	区市町村 役所（場）等

※1 いずれも、原本又はその写しの提出で差し支えありません。ただし、提出書類は返却できませんので、原本を提出していただく場合は御注意ください。

※2 生徒と親権者が生活保護の対象となっている旨の記載があるので、申請日前3か月以内発行のものを提出してください。1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できない場合は、区市町村民税所得割額が確認できる書類を提出してください。

※3 親権者全員分が必要になります。

※4 国民健康保険の場合は住民票（世帯全員のもの）又は住民票記載事項証明書（世帯全員のもの）の添付が必要です。

## 5 提出方法

- 上記の表に掲載された必要書類を、学校から配布される封筒（角形2号）に入れ厳封し、受付期間内に、第1回目は在学している学校に、第2回目は東京都教育庁に、それぞれ郵送又は持参により御提出ください。

## 6 就学支援金の申請を希望されない方

- 就学支援金の申請を希望せず、授業料をお支払いいただく意思のある方は、在学している学校から配布される「不申請意向確認書」を御記入の上、学校に提出してください。

## 7 よくある質問

Q1 就学支援金の申請書類を出した後、就学支援金はいつごろ受け取れるのですか？

- 就学支援金は、生徒本人・保護者に直接お渡しするものではありません。学校に国から支払われます。

Q2 課税証明書は父母の二人分が必要ですか？

- 親権者全員分の区市町村民税所得割額の合算で審査するため、二人分必要です。配偶者控除を受けている場合でも、二人分の課税額が確認できる書類を提出してください。

Q3 平成26年6月に父母が離婚し、親権を母親が持つことになりました。どのような手続きになりますか？

- 離婚が成立し親権者が母親のみとなった場合、母親の課税額を証明する書類を添付し申請してください。離婚成立月中に必要書類を提出していただき、要件を満たせば離婚成立月の翌月から支給対象となります。  
(離婚成立前に申請を行う場合は、両親の所得に関する証明書類を提出する必要があります。)

Q4 親権は両親にありますが、子供は祖父の扶養に入っているので、祖父の課税証明書を提出すれば良いですか？

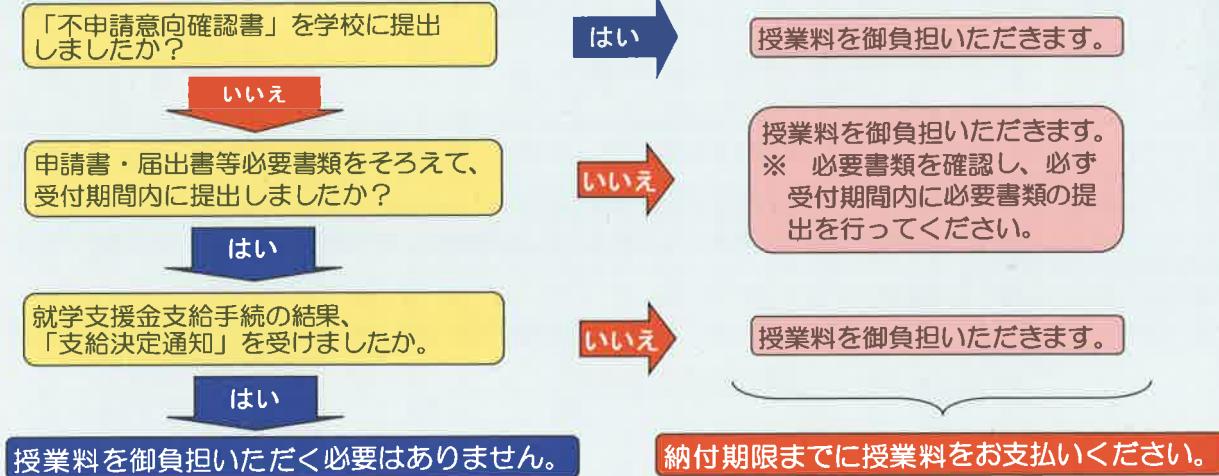
- あくまでも親権者の所得割額が基準となりますので、この場合、両親の課税証明書を提出してください。

Q5 就学支援金以外に、高等学校段階の支援はどのようなものがありますか？

- 低所得者世帯を対象とした「奨学のための給付金」制度があります。  
こちらについては、別途学校から生徒を通じてお知らせいたします。

Q6 どのような場合に授業料を支払う必要がありますか？

- 下記のフローチャートで御確認ください。授業料を御負担いただく方には、後日「授業料等納入通知書」を送付しますので、納付期限までに授業料をお支払いください。



### ■ 提出された個人情報の取扱いについて

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い適正に管理します。

なお、就学支援金に関する業務を他の事業者に委託して行わせる場合、委託先に対し必要かつ適正な監督を行います。

申請書類、受付期間、その他高等学校等就学支援金制度に関することについては  
各学校の経営企画室にお問い合わせください。